

株 主 各 位

神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号  
株式会社NFKホールディングス  
代表取締役社長 関 口 陽 介

## 第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、委任状、議決権行使書、またはインターネット等により議決権を行使することができます。当社といたしましては、委任状による議決権行使をお願いしておりますので、後記28頁から37頁の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」をご検討いただきまして、同封の「委任状による議決権行使のお願い」をご参照のうえ、委任状に必要事項をご記入いただき、同封の議決権行使書とともに返信用封筒にて2019年6月20日（木曜日）午後5時10分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

委任状以外の方法によって議決権を行使される場合には、後記3頁の「委任状以外の方法による議決権行使のご案内」をご参照ください

敬 具

記

1. 日 時 2019年6月21日（金曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県川崎市川崎区日進町1  
川崎日航ホテル8階「リーフ」
3. 目的事項  
報告事項
  1. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の  
連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第77期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）  
計算書類報告の件

決 議 事 項

【会社提案（第1号議案及び第2号議案）】

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

【株主提案（第3号議案）】

第3号議案 取締役5名選任の件

株主提案（第3号議案にかかる議案の要領は、後記「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

#### 4. 招集にあたっての決定事項

##### (1) 賛否の表示のない議決権行使書用紙の取扱いについて

各議案について賛否の表示がない議決権行使書用紙が提出された場合は、会社提案議案については「賛成」、株主提案議案については「反対」の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

##### (2) 代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、①代理権を証する書面(委任状)及び②株主様の議決権行使書用紙その他の株主様本人を確認できる資料のご提出が必要となります。なお、代理人は、当社定款の定めにより、当社の議決権を有する株主様1名とさせていただきます。

##### (3) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法について

議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日日の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を当社までご通知下さいますようお願い申し上げます。

#### 5. 議決権行使にあたってのご注意

本総会におきましては、株主様より、株主提案がなされております。その内容は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類」の33頁から37頁に第3号議案として記載しておりますが、当社取締役会はこの株主提案に対して反対しており、その旨を37頁に「第3号議案の株主提案に対する当社取締役会の意見」として記載しております。取締役の選任については、会社提案の第1号議案に加え、株主提案の第3号議案においても提案されておりますが、これらの議案はそれぞれ全部又は一部両立しない関係にありますので、議決権を行使される場合には、次の注意事項を確認の上、行使していただきますようお願い申し上げます。

##### ・取締役の選任についての第1号議案及び第3号議案の議決権行使に関する注意事項

当社定款は、「当会社の取締役は7名以内とする」と定めています。他方、会社提案の第1号議案及び株主提案の第3号議案では、それぞれ取締役5名の選任を提案しており、両議案の全ての候補者が選任されると、定款に定める取締役の定員枠を超えてしまいますので、両議案は両立しない議案となっております。つきましては、議決権行使書用紙の郵送により議決権を行使される場合には、「会社提案か、株主提案のいずれかに賛成し、他方に反対する」あるいは「会社提案の候補者と株主提案の候補者の中から、7名以内の候補者を選んで賛成する」などの方法により、株主の皆様の賛否をお示し下さいますようお願いいたします。なお、第1号議案及び第3号議案で合わせて7名を超える候補者に賛成の記載がされた場合、第1号議案及び第3号議案に係る当該議決権行使全体について、無効な議決権行使として取り扱わせていただきますので、ご留意いただきますようお願い申し上げます。

## 6. 議決権行使について

### (1) 委任状による議決権行使のご案内

当日ご出席願えない株主様におかれましては、委任状による議決権行使をお願いしております。詳細は同封の「委任状による議決権行使のお願い」をご参照ください。

### (2) 委任状以外による議決権行使のご案内

#### 【株主総会へのご出席による議決権行使】

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

#### 【議決権行使書による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、**2019年6月20日（木曜日）午後5時10分まで**に到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

#### 【インターネットによる議決権行使の場合】

「インターネットによる議決権行使のご案内」（4頁）をご確認のうえ、**2019年6月20日（木曜日）午後5時10分まで**に行使くださいますようお願い申し上げます。

## 7. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、当社ウェブサイト (<http://www.nfk-hd.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

(お知らせ) 「事業報告書、連結計算書類、計算書類」及び議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合には、インターネットの当社ウェブサイト (<http://www.nfk-hd.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## [インターネットによる議決権行使のご案内]

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.Web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。
2. 議決権行使の方法については以下のとおりです。
  - (1) パソコンをご利用の方  
上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従つて議案に対する賛否をご入力ください。
  - (2) スマートフォンをご利用の方  
同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただき、スマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力いただく必要があります。
3. 複数回議決権を行使された場合は、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
4. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。  
本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。  
なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
5. パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行を希望する場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、インターネットのご利用環境によつては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

### お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)
2. 上記1. 以外の議決権行使に関するご照会などは、下記にお問い合わせください。  
三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
[電話] 0120-782-031 (受付時間 土日休日を除く 9:00~17:00)



## 添付書類

### 事業報告

( 2018年4月1日から  
2019年3月31日まで )

#### 1. 企業集団の現況に関する事項

##### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀による金融緩和策を背景に企業収益は高い水準を維持しており、雇用・所得環境の改善が継続し、個人消費についても持ち直しの動きがみられるなど、引き続き景気は緩やかな回復基調で推移しました。その一方で、米中通商問題や、中国をはじめとする新興国経済の成長鈍化など、海外経済の不確実性による景気への影響が懸念されるなど、先行きについては依然として不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループでは2017年4月にスタートさせた2017年度から2019年度までの3か年計画である「19中期経営計画」に基づき、「収益・成長性の追求」、「新事業・新製品の創出」、「グローバル展開の加速」の3つの経営基本方針を掲げて全社を挙げて取り組んでまいりました。

これらの結果、当連結会計年度の業績は、売上高につきましては25億2百万円（前年比5.6%増）となりました。利益面につきましては、営業利益1億2千7百万円（前連結会計年度は営業損失7百万円）、経常利益1億3千4百万円（前連結会計年度は経常利益2百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益1億1千7百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2百万円）となっております。

各事業部門別の業績は次のとおりです。

##### [環境装置石油化学部門]

環境装置石油化学部門におきましては、産業用各種燃焼装置、管式加熱炉、石油化学用低NO<sub>x</sub>バーナ及び各種ガスバーナなどが主力製品となっております。石油化学関連企業において設備の更新需要などがあった他、その他の企業についての受注が順調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比137.2%増の3億4千6百万円となりました。

#### [工業炉部門]

工業炉部門におきましては、非鉄金属熱処理炉、一般熱処理炉、鑄造炉及び回転炉などが主力製品となっております。好調な自動車関連企業からの受注が順調に推移したものの、比較的大型の案件が多く、翌期以降の売上計上となる案件等もあったことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比18.6%減の6億3百万円となりました。

#### [ボイラ用機器部門]

ボイラ用機器部門におきましては、ボイラ用低NO<sub>x</sub>バーナ、ボイラ用省エネルギー装置及びボイラ用パッケージバーナなどが主力製品となっておりますが、大型案件の引き合いが少なく、受注も低調に推移したことから、当連結会計年度における売上高は前年比12.0%減の1億7千1百万円となりました。

#### [工業炉用機器部門]

工業炉用機器部門におきましては、各種工業炉用バーナ及び各種工業炉用低NO<sub>x</sub>バーナなどが主力製品となっておりますが、前連結会計年度に順調であった各種工業炉用低NO<sub>x</sub>バーナなどの受注がやや低調に推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比28.0%減の2億2千5百万円となりました。

#### [産業機械用機器部門]

産業機械用機器部門におきましては、各種ロータリーキルン用バーナ、各種シャフトキルン用バーナ及び熱風発生炉などが主力製品となっておりますが、海外向けの受注が比較的順調に推移したことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比12.9%増の2億3千万円となりました。

#### [メンテナンスサービス部門]

各種燃焼設備の整備・工事等を行う、メンテナンス部門におきましては、2018年4月1日付にて、子会社の株式会社ファーンレスESを日本ファーンレス株式会社に吸収合併しております。国内外において比較的大型の案件があったことなどから、当連結会計年度における売上高は前年比56.2%増の2億7千1百万円となりました。

#### [部品部門]

燃焼装置・機器の部品販売部門におきましては、当連結会計年度における売上高は前年比29.2%増の3億2千7百万円となりました。

#### [HRS部門]

HRS部門におきましては、鉄・鑄鍛鋼産業関係蓄熱バーナシステムが、主力製品となっております。当連結会計年度における売上高は前年比4.7%減の3億2千4百万円となりました。

## (2) 対処すべき課題

当社グループが対処すべき主要な経営課題は、以下のとおりであります。

### ① 工業炉燃焼装置関連事業の強化

当社グループのコアビジネスである工業炉燃焼装置関連事業の強化は、当社経営基本方針の最重要課題と位置づけており、市場ニーズに対応する新商品開発と海外市場への販売強化を推進することにより、持続的な企業価値の向上を目指します。

### ② 環境関連事業への取り組み

エネルギー効率の改善やクリーンエネルギーへの転換等、CO<sub>2</sub>削減による地球環境の保全は、企業の重要な責務として認識しております。当社グループが長年にわたり培った技術を応用することで、企業としての可能性の追求と循環型社会の実現への一助を目指します。

### ③ リスクマネジメントの強化

近年の事業環境下では、想定を上回る規模の自然災害の発生などにより事業継続計画の重要性が非常に増しております。当社グループでは大規模な災害が発生した場合でも、被害を最小限にとどめ、復旧までの時間を最小限におさえ業務を継続できるよう、業務インフラ、緊急時連絡体制及び本社屋をはじめとする各設備の見直しを行い、多目的な観点から事業継続計画を作成して定期的な見直しを行ってまいります。

### ④ コンプライアンスに徹した透明性の高い経営

当社グループは、あらゆる法令や諸規則を遵守し、高い自己規律に基づく健全な業務運営の確保に努めており、これらのコンプライアンスに徹した透明性の高い経営の実現により、全てのステークホルダーから信頼・評価される体制を構築してまいります。

### ⑤ 人材育成制度の改革

事業を遂行する上で人材は最も重要な経営資源であるとの認識のもと、人材育成制度の改革を行い、今後の当社グループの礎となる人材の育成に注力してまいります。

### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は14,706千円であり、主な内訳は建物附属設備364千円、構築物403千円、機械装置600千円、工具器具備品1,171千円、リース資産6,750千円、ソフトウェア5,562千円などであります。

### (4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (5) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

### (6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

### (7) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

### (8) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

### (9) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第74期 2016年3月期	第75期 2017年3月期	第76期 2018年3月期	第77期 (当連結会計年度) 2019年3月期
売上高(千円)	1,839,799	2,590,466	2,369,203	2,502,618
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△154,931	△142,945	2,070	134,887
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△) (千円)	△175,980	△179,623	△2,347	117,476
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	△5.73	△5.85	△0.08	3.82
総資産(千円)	3,864,806	3,696,825	3,772,272	4,061,497
純資産(千円)	2,860,529	2,690,806	2,702,885	2,796,900

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は、期中の平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 第74期につきましては、原油価格が急激に下落したことなどから、石油・天然ガス関連企業からの受注が減少したほか、その他の企業についても設備投資に停滞感がみられたことなどから、大幅な減益となりました。
3. 第75期につきましては、原油価格に落ち着きが見られたことなどから、売上高につきましては回復傾向にて推移いたしました。一部の案件において収益率が想定を大幅に下回ったことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。
4. 第76期につきましては、大型の設備投資案件に停滞感が漂うなど厳しい状況が続いたことから、売上高につきましては減収となりました。また、利益につき



- ましても、進行基準の案件において原価が想定を上回る事象が発生したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損失の計上となりました。
5. 第77期につきましては、1. (1)「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

#### (10) 重要な親会社及び子会社の状況

##### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

##### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
日本ファーンレス株式会社	千円 100,000	% 100	燃焼機器の製造・販売

(注) 日本ファーンレス株式会社と株式会社ファーンレスE Sは、2018年4月1日付で日本ファーンレス株式会社を存続会社とする吸収合併を実施しております。

##### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

(単位：千円)

会社名	所在地	帳簿価額	当社の総資産額
日本ファーンレス株式会社	横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号	1,607,142	3,722,370

#### (11) 主要な事業内容

当社は、グループ会社の株式を保有することにより事業活動の支配及び管理をする持株会社であり、当社グループは当社、連結子会社1社及び持分法適用関連会社1社で構成されております。当社グループの主な事業内容は、次のとおりであります。

区分	事業の内容
工業炉燃焼装置関連事業	①バーナ及び燃焼機器事業 ②プロセスプラント事業 ③工業炉事業 ④委託研究事業 ⑤メンテナンスサービス事業

## (12) 主要な拠点等

(当社)

事業所名	所在地
本社	横浜市鶴見区

(子会社)

事業所名	所在地
日本ファーンエス株式会社	横浜市鶴見区

## (13) 従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
工業炉燃焼装置関連事業	86名	6名減
その他の事業	3名	1名増
合計	89名	5名減

(注) 上記従業員数には、顧問、パートの5名、持分法適用関連会社の従業員1名は含まれておりません。

## (14) 主要な借入先

該当事項はありません。

## (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社の連結子会社である日本ファーンエス株式会社が、2015年3月11日（訴状送達日 2015年3月27日）付にて、宇部興産機械株式会社より3億6千9百万円の請負代金請求訴訟の提起を受け、現在係争中であります。

当社としては、当該請求金額については到底全額につき認められるものではなく、本件訴訟において、当社の考えを適切に主張しております。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 118,610,000株  
(2) 発行済株式総数 30,713,342株 (自己株式 419株を含む。)  
(3) 株主数 7,716名  
(4) 大株主の状況

大株主及びその持株数

株主名	持株数	持株比率
株式会社SBI証券	1,570,700株	5.11%
オリンピア工業株式会社	1,060,000株	3.45%
築瀬友晴	840,000株	2.74%
日野本ツヤ子	590,100株	1.92%
横田公一	574,600株	1.87%
松井証券株式会社	422,200株	1.37%
国田正忠	397,500株	1.29%
GMOクリック証券株式会社	360,300株	1.17%
渡邊新一	306,000株	1.00%
竹内祥晃	290,000株	0.94%

(注) 持株比率は自己株式(419株)を控除して計算いたしております。

## 3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	関 口 陽 介	日本ファーンレス株式会社 代表取締役社長
取 締 役	古 池 政 巳	
取 締 役	田 端 雅 和	株式会社エザーグローブ 代表取締役社長
取 締 役	宮 原 英 輔	オリンピック工業株式会社 代表取締役社長 九州オリンピック工業株式会社 代表取締役社長
取 締 役	田 中 寿 一 郎	田中法律会計事務所代表
監 査 役（常勤）	岡 崎 稔	日本ファーンレス株式会社 監査役
監 査 役	笹 原 信 輔	一橋綜合法律事務所パートナー弁護士
監 査 役	辻 高 史	あすなる監査法人代表社員

- (注) 1. 取締役 宮原英輔氏、田中寿一郎氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 笹原信輔氏、辻高史氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 田中寿一郎氏及び監査役 笹原信輔氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。
4. 監査役 辻高史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

### (2) 事業年度中に辞任又は解任により退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、各社外取締役及び各社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
社 内	3名	38,400	1名	6,480	4名	44,880
社 外	2名	5,400	2名	5,460	4名	10,860
計	5名	43,800	3名	11,940	8名	55,740

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は1982年12月21日開催の定時株主総会において月額7,500千円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は1993年12月24日開催の定時株主総会において月額2,000千円以内と決議されております。



## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役宮原英輔氏は、オリンピア工業株式会社及び九州オリンピア工業株式会社の代表取締役社長を兼務しております。当社の子会社である日本ファーンレス株式会社はオリンピア工業株式会社及び九州オリンピア工業株式会社と工業炉燃焼装置関連事業において取引関係があります。

取締役田中寿一郎氏は、田中法律会計事務所代表を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役笹原信輔氏は、一橋綜合法律事務所パートナー弁護士を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

監査役辻高史氏は、あすなろ監査法人代表社員を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
宮原英輔	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中12回出席し、会社経営者としての豊富な経験や見識をもとに、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
田中寿一郎	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中13回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言を行っております。
笹原信輔	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中12回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、特に法務・コンプライアンスに関する意見を述べております。
辻高史	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、15回中14回、また、監査役会には、12回中12回出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、特に財務・会計に関する意見を述べております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

監査法人元和

### (2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、会計監査人の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結しております。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払金額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	11,400千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	11,400千円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の定めに基づいた同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の遂行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められた場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (6) 子会社の会計監査

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

- ① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、全てのステークホルダーの繁栄を企業理念としており、その実現のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるという認識のもと、法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守するための基準として「倫理行動規範」を制定、取締役及び使用人全員へ周知し徹底しております。また、金融商品取引法に対応するための基本方針・計画立案・内部統制委員会制定等の内部統制システムの充実に努め、公正な経営体制の確立に努めております。

- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理体制

当社は、取締役の職務の執行に係る文書その他の情報について、法令・社内規程等に基づき適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

- ③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、管理部総務グループがリスク管理体制の整備・運用・検証を統括する体制が構築されております。また、監査役・内部統制委員会の監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容、損失程度等について取締役会及び担当部署に報告し改善する体制を構築しております。

- ④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月開催しており、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行うとともに、業務執行上の責任を明確にするため、取締役の任期を1年と定めております。なお、取締役会開催においては、審議が十分行われるよう付議される議題に関する資料を事前に配布し、各取締役が十分な準備ができる体制をとっております。また、事業運営におきましては、各年度予算を立案し、全社的指標を設定し、各部門においてその指標達成に向け具体策の立案・実行を行っております。

- ⑤ 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、「倫理行動規範」を制定し、子会社におけるコンプライアンスの周知徹底及び推進のための諸施策を講じております。

また、当社子会社の経営管理に関しましては「関係会社管理規程」に基づき、経営財務の全般について当社に報告を求めるとともに一定の事項については当社が最終決裁を行うことで、経営管理を強化し、情報管理・危機管理の統一と共有化及び経営の効率化を確保しております。なお、2019年3月31日現在親会社はございません。

- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役会と協議の上、当該使用人を配置いたします（2019年3月31日現在監査役はその職務を補助すべき従業員を求めておりません）。当該使用人につきましては、その職務の遂行に当っては、監査役の指揮命令に従うものとし、取締役等の指揮・命令を受けないものとしております。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分等に対しては監査役と協議を行い、監査役の同意を得た上で実施するものとしします。

- ⑦ 当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社の代表取締役及び取締役は、取締役会等の重要な会議においてその担当する業務の執行状況の報告を行っております。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社及び子会社の業績に影響を及ぼす重要な事項を認知した際は、速やかに監査役に報告することを周知徹底しております。なお、当社は、当社及び子会社の監査役へ報告を行った当社及び子会社の取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとしします。

- ⑧ 当社の監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは処理に係る方針に関する体制

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとしします。



⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び各グループ内経営幹部は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもち、法令に基づく事項の他、内部監査結果等の報告を行い、当社の監査体制と内部統制システム体制との調整を図っております。また、当社会計監査人、顧問弁護士とも迅速に協議を行える体制を確保しております。

⑩ 反社会的勢力排除に向けた体制整備

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、当社グループ会社役員及び全従業員が、社会的責任を真摯に自覚し、日常の業務遂行において関係法令を遵守し、社会倫理に適合した行動の実践を維持するため、「倫理行動規範」を制定・施行し、当該規程の周知徹底により、反社会的勢力及び団体との関係を遮断・排除するとともに、これらの活動を助長するような行為は一切行わないこととしております。また、反社会的勢力からの不当要求等に対する対応につきましては「反社会的勢力対策規程」を制定・施行し、組織全体として毅然とした態度で臨み、管理部総務グループを統括部門として、企業防衛対策協議会、弁護士、警察等の社外専門家や関係機関等と連携して速やかに解決を図る体制を確立しております。

(当事業年度における、当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。)

① コンプライアンスに関する取り組み

当社は、「倫理行動規範」を制定しており、当社グループ各社の取締役、監査役及び従業員等の全てに周知し徹底するとともに、コンプライアンス意識の向上とコンプライアンスに関する正しい知識の習得に努めております。また、金融商品取引法に対応するための基本方針・計画立案・内部統制委員会制定等の内部統制システムの充実に努め、公正な経営体制の確立に努めております。

② 取締役の職務執行の適正性及び効率性の確保

当事業年度は、15回の取締役会を開催し、経営方針及び経営戦略等の重要事項の決定並びに各取締役の職務の執行状況の監督を行いました。また、当社の常勤取締役が出席する経営ミーティングを毎週開催し、当社グループにおける経営上の重要事項について検討が行われました。

③ 当社及び子会社における業務の適正の確保

当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、子会社各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを監督しております。また、当社グループにおける業務の適正性・効率性の確保を目的として、内部統制



委員会が年次計画に基づき、当社及びグループ各社の内部監査を実施しております。

④ 監査役の監査の実効性の確保に関する取り組み

当事業年度は、監査役会を12回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行いました。また、取締役会や部門長会議等の重要な会議に出席するほか、代表取締役、内部統制監査人及び会計監査人と定期的に情報交換を行い、損失の危険の管理及び内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題の一つに位置づけ、安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な財務基盤を構築すべく株主資本の充実を図りながら、収益動向とのバランスに配慮した利益配分を行うことを基本方針としております。

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定めております。また、中間配当及び期末配当のほか、基準日を定めて配当を行うことができる旨を定めております。

当連結会計年度の配当につきましては、内部留保の充実等さらなる財務体質の強化に努めていく所存であり、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。翌期の配当につきましては、収益力の向上に努力しつつ、財務状況との兼ね合いで判断する事とし、早期に復配が行えるよう注力して参ります。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,885,161</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>887,695</b>
現金及び預金	1,281,453	支払手形及び買掛金	562,569
受取手形及び売掛金	1,093,588	短期借入金	19,600
仕 掛 品	122,018	未払法人税等	20,403
原 材 料	194,629	未払消費税等	2,338
そ の 他	193,471	賞与引当金	42,771
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,176,336</b>	完成工事補償引当金	11,926
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>816,916</b>	工事損失引当金	272
建物及び構築物	69,050	前 受 金	9,101
機械装置及び運搬具	34,225	そ の 他	218,711
土 地	703,022	<b>固 定 負 債</b>	<b>376,901</b>
そ の 他	10,617	繰延税金負債	4,562
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>8,331</b>	再評価に係る繰延税金負債	196,601
ソフトウェア	8,331	退職給付に係る負債	171,200
<b>投資その他の資産</b>	<b>351,088</b>	長期預り金	4,537
投資有価証券	324,031	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,264,597</b>
長期貸付金	5,123	<b>純 資 産 の 部</b>	
保険積立金	20,836	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,354,581</b>
差入保証金	31,174	資 本 金	2,131,532
破産更生債権等	27,050	資本剰余金	40,280
そ の 他	4,810	利益剰余金	182,980
貸倒引当金	△61,937	自 己 株 式	△210
<b>資 産 合 計</b>	<b>4,061,497</b>	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>442,318</b>
		その他有価証券評価差額金	△4,198
		土地再評価差額金	446,516
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,796,900</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>4,061,497</b>

## 連結損益計算書

( 2018年4月1日から )  
( 2019年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		2,502,618
売 上 原 価		1,862,332
売 上 総 利 益		640,285
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		512,533
営 業 利 益		127,752
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	31	
受 取 配 当 金	2,949	
仕 入 割 引	1,643	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	29	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	4,816	10,070
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	330	
手 形 売 却 損	22	
そ の 他	2,582	2,935
経 常 利 益		134,887
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		134,887
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,411	17,411
当 期 純 利 益		117,476
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		117,476

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>893,443</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>73,938</b>
現金及び預金	887,879	短期借入金	1,600
その他	5,564	未払金	41,952
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,828,926</b>	未払費用	9,759
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>755,720</b>	未払法人税等	14,512
建 物	47,985	預り金	2,088
構 築 物	3,551	賞与引当金	1,688
機 械 及 び 装 置	128	その他	2,338
工具、器具及び備品	1,032	<b>固 定 負 債</b>	<b>349,219</b>
土 地	703,022	繰延税金負債	4,562
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>6,148</b>	再評価に係る繰延税金負債	196,601
ソフトウェア	6,148	退職給付引当金	147,345
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,067,056</b>	長期預り金	710
投資有価証券	290,635	<b>負 債 合 計</b>	<b>423,158</b>
関係会社株式	1,611,042	<b>純 資 産 の 部</b>	
出 資 金	160	<b>株 主 資 本</b>	<b>2,856,869</b>
長期貸付金	4,887	資 本 金	2,131,532
破産更生債権等	27,050	資 本 剰 余 金	40,280
保 険 積 立 金	14,024	資本準備金	40,280
差入保証金	30,000	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>685,268</b>
長期未収入金	151,194	利益準備金	9,213
貸倒引当金	△61,937	その他利益剰余金	676,054
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,722,370</b>	繰越利益剰余金	676,054
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△210</b>
		評価・換算差額等	442,341
		その他有価証券評価差額金	△4,174
		土地再評価差額金	446,516
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>3,299,211</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>3,722,370</b>

## 損 益 計 算 書

( 2018年4月1日から )  
( 2019年3月31日まで )

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		272,001
営 業 費 用		186,859
営 業 利 益		85,142
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	19	
受 取 配 当 金	2,810	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	600	
そ の 他	4,118	7,548
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	24	
そ の 他	2,269	2,294
経 常 利 益		90,396
税 引 前 当 期 純 利 益		90,396
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	17,996	17,996
当 期 純 利 益		72,400



# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社NF Kホールディングス

取締役会 御中

監査法人元和

指定社員 業務執行社員 公認会計士 星 山 和 彦 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 中 川 俊 介 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社NF Kホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社NF Kホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2019年5月21日

株式会社NF Kホールディングス

取締役会 御中

監査法人元和

指 定 社 員 公認会計士 星 山 和 彦 ㊞  
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 中 川 俊 介 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社NF Kホールディングスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。  
また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である監査法人元和の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社N F Kホールディングス 監査役会

常勤監査役 岡 崎 稔 (印)

社外監査役 笹 原 信 輔 (印)

社外監査役 辻 高 史 (印)

以 上

## 議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類および株主総会参考書類

### 1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社N F Kホールディングス  
代表取締役社長 関口 陽介

### 2. 議案及び参考事項

#### 【会社提案】

#### 第1号議案 取締役5名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	おの 寺 勉 （1954年3月20日）	1970年4月 当社入社 1986年4月 杉山工業株式会社入社 1990年6月 当社入社 2006年10月 日本ファーネス株式会社 プラントエンジニアリング事業部ボイラESグループ長 2008年10月 株式会社ファーネスES設立 取締役 2017年6月 同社 代表取締役社長 2018年4月 日本ファーネス株式会社 顧問（現任）	—
<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>取締役候補者の小野寺勉氏は、プラントエンジニアリング部門の要職や当社子会社である株式会社ファーネスESの代表取締役社長を務める等、当社および当社グループの事業及び経営に関する豊富な経験・知見を有しております。これらの経験・知見を踏まえ、当社経営の重要な意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し取締役候補者といたしました。</p>			



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	もち だ すすむ 持 田 晋 (1959年5月1日)	1982年3月 中央大学理工学部工業科学科卒業 1982年4月 当社入社 2005年10月 当社技術開発部部长 2007年10月 日本ファーマス株式会社 取締役 (現任) 2015年4月 J B R A (日本バーナ研究会) 副会長 (現任) 2016年4月 (一社) 日本燃焼学会理事 (現任)	20,900株
	<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>取締役候補者の持田晋氏は、当社において研究開発、技術開発、技術開発戦略関連業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、当社技術基盤の強化、発展に大きく貢献してきました。その実績は国内外でも高く評価されており、2014年には米国機械学会よりJames N. Landis Medal を受賞するなど、工業炉業界全体の発展に大きく貢献しております。2007年より当社子会社の日本ファーマス株式会社の取締役を務めており、当社グループの技術経営に精通した者として、当社経営の重要な意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し取締役候補者といたしました。</p>		
3	とよ だ よし あき 豊 田 悦 章 (1968年10月21日)	1991年3月 慶應義塾大学法学部政治学科卒業 1991年4月 安田生命相互保険会社入社 (現明治安田生命相互保険会社) 2007年11月 明治建物株式会社入社 2008年4月 当社入社 企画部マネージャー 2010年4月 当社 I R 企画室マネージャー (現任) 2014年4月 当社 総務グループマネージャー (現任) 2018年7月 当社 管理部部長 (現任)	38,300株
	<p><b>【取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>取締役候補者の豊田悦章氏は、コーポレート部門の要職を歴任する等、経営管理に関する豊富な経験・知見を有しております。これらの経験・知見を踏まえ、当社経営の重要な意思決定に参画することが、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると判断し取締役候補者といたしました。</p>		



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
4	おざき ひでと 尾崎 英外 (1945年12月26日)	1968年3月 一橋大学商学部卒業 1968年4月 トヨタ自動車販売株式会社入社 1999年6月 同社 取締役 2000年7月 トヨタファイナンシャルサービス株式会社 代表取締役社長 2008年6月 あいおい損害保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 代表取締役会長 2011年6月 同社 特別顧問 2013年6月 サンデン株式会社 取締役 (現任) 2014年7月 SVPグローバル・アジアLLC 経営諮問委員 2015年6月 水戸証券株式会社取締役	—
<p><b>【社外取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>取締役候補者尾崎英外氏は、自動車会社・損害保険会社等における幅広い企業経営の経験から、経営戦略・経営管理において卓越した見識・能力を有しております。経営者としての豊富な経験と卓越した見識をもとに、公正かつ客観的な立場に立って適切な指導をお願いできるものと判断しております。また、当社は本定時株主総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。</p>			
5	かや わり ひでかず 栢 割 秀和 (1969年12月3日)	1992年3月 同志社大学法学部法律学科卒業 2000年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) 2000年4月 一橋総合法律事務所入所 2011年8月 秀和総合法律事務所設立 (現任) 2012年7月 NPO法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会 執行役員理事 2016年7月 同協会 執行役員常務理事 (現任)	—
<p><b>【社外取締役候補者の選任理由】</b></p> <p>取締役候補者栢割秀和氏は、弁護士の資格を有しており、客観的視点で高度の専門性を持った指導をお願いできるものと判断しております。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で企業経営に関与された経験はございませんが、上記の理由から社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。また、当社は本定時株主総会において同氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定する予定であります。</p>			

1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者はございません。
2. 取締役候補者尾崎英外氏及び栢割秀和氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、取締役候補者尾崎英外氏及び栢割秀和氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定です。
4. 所有する当社の株式数には当社持株会での持分を含みます。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役岡崎稔氏及び辻高史氏の2名が、辞任されます。つきましては、その補欠監査役として、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案において選任される監査役の任期は、当社の定款の定めにより、退任した監査役の任期の満了の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位	所有する 当社の株式数
1	むら せ ゆたか 村 瀬 豊 (1954年8月29日)	1979年9月 当社入社 2007年4月 日本ファーンエス株式会社 資材部 調達グループ長 2012年4月 同社 製造部部长兼調達グループ長 2015年8月 同社 製造本部製造部調達グループ参与 (現任)	100株
2	しん た もと き 信 太 元 紀 (1973年8月10日)	1996年4月 ソニー生命保険株式会社入社 2001年10月 監査法人トーマツ入所 2005年4月 公認会計士登録 2006年1月 信太公認会計士事務所開業 (現任) 2006年11月 税理士登録 (現任) 2008年7月 財団法人(現公益財団法人)ライフ・エクステンション研究所 監事 (現任) 2016年5月 社会福祉法人横浜市リハビリテーション事業団 監事 (現任)	—

- (注) 1. 候補者と当社との特別の利害関係について  
各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者信太元紀氏は、社外監査役候補者であります。
3. 社外監査役の選任理由について  
信太元紀氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を活かして客観的視点から経営全般に対し監査を行っていただけのものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由から社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
4. 当社は、監査役候補者信太元紀氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額を損害賠償責任の限度とする責任限定契約を締結する予定です。

## 【株主提案（第3号議案）】

第3号議案については、株主さまからの提案によるものであります。

なお、議案の要領及び提案理由は、原文のまま記載しております。

株主提案に対する当社取締役会の意見は、第3号議案の後に記載しております。

### 第3号議案 取締役5名選任の件

#### (1) 議案の要領

栗太清文氏、増井和彦氏、齊藤孝允氏、谷端一樹氏及び宮原英輔氏を当社取締役に選任する。なお、すべての候補者から、当社取締役就任について承諾を得ております。

#### (2) 提案理由

株式会社NFKホールディングス（以下「当社」といいます。）の筆頭株主であるオリンピア工業株式会社（以下「請求人」といいます。）は、2018年12月4日付で当社へ株主総会招集請求書を送付し、当社常勤取締役3名（関口陽介氏、古池政巳氏及び田端雅和氏）の解任及び取締役3名（谷端一樹氏、松永敏弘氏及び関昌弘氏）の選任を目的とした臨時株主総会の開催を請求し、当該請求書は同月5日付で当社に到達しましたが、その後、請求人は、当社と当社及び当社子会社の従業員との間において当社常勤取締役の変更を前提とした役員人事に関する協議を真摯に実施すること等を条件に、当該請求を撤回しました。

その後、2019年1月8日付で当社グループの従業員によって組織されるNFK労働組合から当社取締役会宛に意見書が提出されました。当該意見書の中で、NFK労働組合は、当社に対し、現経営陣（当社の現常勤取締役である関口陽介氏、古池政巳氏及び田端雅和氏を意味し、以下同じとします。）の職務怠慢、現経営陣の事業に対する知見の欠如を原因とする事業の停滞、当社の中核子会社である日本ファーンレス株式会社（以下「日本ファーンレス」といいます。）におけるパワーハラスメント等の問題点を指摘し、さらに、研究開発や技術継承のための従業員育成や人員補充を含めた労働環境の改善を要望し、これら問題の解決へ向けて適切な経営者の選任がなされるよう求めています。しかしながら、当社取締役会から当該意見書に対する回答は何らございませんでした。

また、2019年2月14日には、NFK労働組合・社員有志一同から当社取締役会に対し、書面にて、NFK労働組合・社員有志一同が独自に選定した当社の取締役候補者との面談実施の要望がなされましたが、当社取締役会からは何ら返答がなく、2019年2月22日に再度、当該面談の実施を求めたところ、2019年3月8日に至ってようやく面談が実現しました。しかしながら、当該面談において、現経営陣は、NFK労働組合・社員有志一同

と真摯に協議することなく、建設的な議論がなされることはなかったとのことです。加えて、日本ファーンエスの従業員の中には、現経営陣がこのまま当社の経営を継続する場合には、退職することを決意している者が複数名おり、これ以上、退職者が増加した場合には、事業が停滞する恐れすらあるとも聞き及んでおります。

請求人は、従業員からの提案、要望に対して適切な対応を行わず、従業員の声を聞き入れる姿勢を見せない現経営陣の対応について、あらためてNFK労働組合・社員有志一同より相談を受けました。その結果、請求人は、当社の筆頭株主として、上記のような状況にあるにもかかわらず、事業の見直しや従業員の労働環境の改善に着手せず、企業価値を棄損し続ける現経営陣に当社の経営を任せることはできず、また、現経営陣の解任を強く求める従業員の想いを実現するためには、当社及び当社グループの事業に対する知見、技術及び人脈を有する新たな取締役を選任する必要があるとの結論に至りました。

かかる状況において、請求人とNFK労働組合とは、取締役候補者の選定について事前に協議を重ね、当社グループの中核事業たる日本ファーンエス又はその事業に深い知見を有する者より取締役候補者を選定すべきとの考えから、当社グループの事業に対する知見を有しビジネスモデルにも精通している、日本ファーンエスの顧問、参与又は従業員である栗太清文氏、増井和彦氏及び齊藤孝允氏、並びに日本ファーンエスの取引先である株式会社GPEの代表取締役である谷端一樹氏の4名を常勤の業務執行取締役とし選任し、加えて、現在、当社の社外取締役を務める宮原英輔氏を社外取締役として選任することが、当社の今後の事業経営にとって最善であると考えております。

栗太清文氏については、これまで、日本ファーンエスの前身である日本ファーンエス工業株式会社の従業員として業務に従事し、現在は、日本ファーンエスの顧問として燃焼事業部に所属し、事業に対しての高い知見と、その豊富な事業経験及び人脈により、当社の事業のみならず技術継承にも大いに貢献されている人物であります。

増井和彦氏については、これまで、日本ファーンエスの従業員として、現在は、参与として日本ファーンエスのプラント部に所属し、事業に対する高い知見を有していることはもとより、当社の危機的状況について問題意識を持っていた人物であり、当社の抱える問題の改善に取り組む取締役として相応しいと考えております。

齊藤孝允氏については、現在、日本ファーンエスのプラント部に所属し現役で実務を行っており、また、NFK労働組合の中心として現経営陣への提言を行う等、高い問題意識を有する人物であります。今回問題となっております経営の透明化に対する取り組みにおいて、社員取締役制度創設を目指す先駆けとして取締役に就任頂くことを考えております。

谷端一樹氏は、同氏が代表を務める株式会社GPEにおいて、プラントエンジニアリング事業をはじめ、バイオマス発電事業等を手掛けており、当社グループのプラント

エンジニアリング事業及び燃焼器事業との親和性が非常に高く、両社が結びつくことにより、プラントエンジニアリング事業及び燃焼器事業の売上増加が大いに見込め、当社の製造している機器がそのスキームの中で中核機器として有効活用されると考えております。

宮原英輔氏は、当社の筆頭株主である請求人の代表取締役及び当社の社外取締役として、これまで、NFK労働組合より現経営陣の問題点や一連の対応について相談を受けており、今後、当社が健全な経営を行うことができるよう社外取締役として選任することが最善であると判断しております。

以上のとおり、現経営陣を刷新し、栗太清文氏、増井和彦氏、齊藤孝允氏及び谷端一樹氏を常勤の業務執行取締役として、宮原英輔氏を社外取締役として選任することが、当社の業容拡大による企業価値の向上、ひいては一般株主の利益に資すると考えますので、本株主総会における株主提案をさせていただく次第です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
1	栗太清文 (1951年5月21日)	最終学歴 日本大学理工学部工業化学科卒業 1975年4月 東京熱工炉株式会社 入社 1975年5月 日本ファーネス工業株式会社 出向 1986年3月 同社 入社 1992年10月 同社 工業炉技術チーム技術グループ 1995年10月 同社 応用技術本部第二TE部長 2000年2月 同社 プラント事業本部サーマルプラント部長 2003年12月 同社 取締役 2004年2月 同社 取締役サーマルエンジニアリング事業部長 2006年10月 日本ファーネス株式会社常務取締役 2017年7月 日本ファーネス株式会社顧問(現任)	—



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況 当社における地位及び担当	所有する 当社の株式数
2	増井 和彦 (1958年10月7日)	最終学歴 大阪電気通信大学工学部卒業 1981年4月 トリオ株式会社(現JVCKENWOOD) 入社 2004年1月 イリソ電子工業株式会社入社 2004年12月 株式会社アイティイト入社 2006年1月 日本ファーンネス工業株式会社入社 2006年10月 日本ファーンネス株式会社転籍 電気計装グループ長 2007年4月 同社 プラント事業部副事業部長 光電機製作所取締役 2007年8月 光電機製作所社長 2009年1月 日本ファーンネス株式会社 営業本部プラントグループ長 2011年1月 同社 燃焼事業部プラント部営業グループ長 2018年10月 同社 参与(現任)	200株
3	齊藤 孝允 (1986年8月5日)	最終学歴 東京工業大学大学院理工学研究科卒業 2012年4月 日本ファーンネス株式会社入社 プラント部配属(現任) 2018年6月 NFK労働組合執行委員長(現任)	—
4	谷端 一樹 (1964年6月26日)	最終学歴 中央大学法学部卒業 1989年4月 三井造船株式会社入社 プラント事業本部 2013年9月 株式会社GPE代表取締役(現任) 2016年3月 株式会社GPower代表取締役(現任) 2018年11月 株式会社WEVCON代表取締役(現任)	—
5	宮原 英輔 (1938年9月14日)	1965年2月 オリムピア工業株式会社設立参画 1968年3月 同社 代表取締役社長(現任) 1984年2月 九州オリムピア工業株式会社 代表取締役社長(現任) 2009年6月 当社 取締役(現任)	72,300株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別利害関係を有する者は次のとおりであります。
- (1) 取締役候補者の谷端一樹氏は、株式会社GPEの代表取締役であり、同社は、当社子会社日本ファーンネス株式会社と工業炉燃焼装置関連事業において取引関係があります。
  - (2) 取締役候補者の宮原英輔氏は、オリムピア工業株式会社及び九州オリムピア工業株式会社の代表取締役社長であり、同社は、当社子会社日本ファーンネス株式会社と工業炉燃焼装置関連事業において取引関係があります。

2. その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 取締役候補者の宮原英輔氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役の選任理由について

経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに取締役候補者の宮原英輔氏は、これまで、公正かつ客観的な立場に立って、当社に対して適切な指導等を行い、現に、NFK労働組合より現経営陣の問題点や一連の対応についての相談を受けるなどしており、今後も、当社が健全な経営を行うことができるよう適切な指導等ができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本株主総会の終結をもって10年となります。

## 【株主提案に対する当社取締役会意見】

**取締役会としては、本議案に反対いたします。**

請求人は今回の株主提案に至るまでに、2018年12月5日付 臨時株主総会の招集請求（2018年12月26日取下げ）をしており、その間当社社外役員を中心に請求人との間で意見交換を行ってまいりました。また、請求人は当社社外取締役でもあり、取締役会においても意見交換を行ってまいりました。その結果、当社と致しましては、以下の理由により、請求人が指名する候補者を選任することは、当社および当社の株主の利益にならないと判断したため、請求人による株主提案に係る議案に反対するとの結論に至りました。

すなわち、臨時株主総会招集請求がなされた際に、当社社外役員が当該請求時の取締役選任候補者と面談したところ、本株主提案においても取締役選任候補者とされている谷端一樹氏から、同氏が代表取締役社長を務めるGPE社と当社との間において株式交換を実施するなどの発言があり、当社取締役会としては、請求人による臨時株主総会招集請求から本株主提案に至る一連の動向は、同氏による当社のいわゆる乗っ取りではないかという疑念を有しております。

加えて、請求人の代表取締役である宮原英輔氏自身が、本株主提案について審議を行った取締役会において、取締役選任候補者のうち取締役として適任なのは栗太清文氏のみである旨、他の候補者は1年程度で退任させる等の発言をしており、当社取締役会としては、本株主提案にかかる候補者が適任であると判断することはできませんでした。なお、栗太清文氏は、以前当社取締役でありましたが、在任中に当社に多大な損失を計上させた経緯もあり、当社取締役会としては、栗太清文氏も取締役選任候補者として不適任であると判断しました。

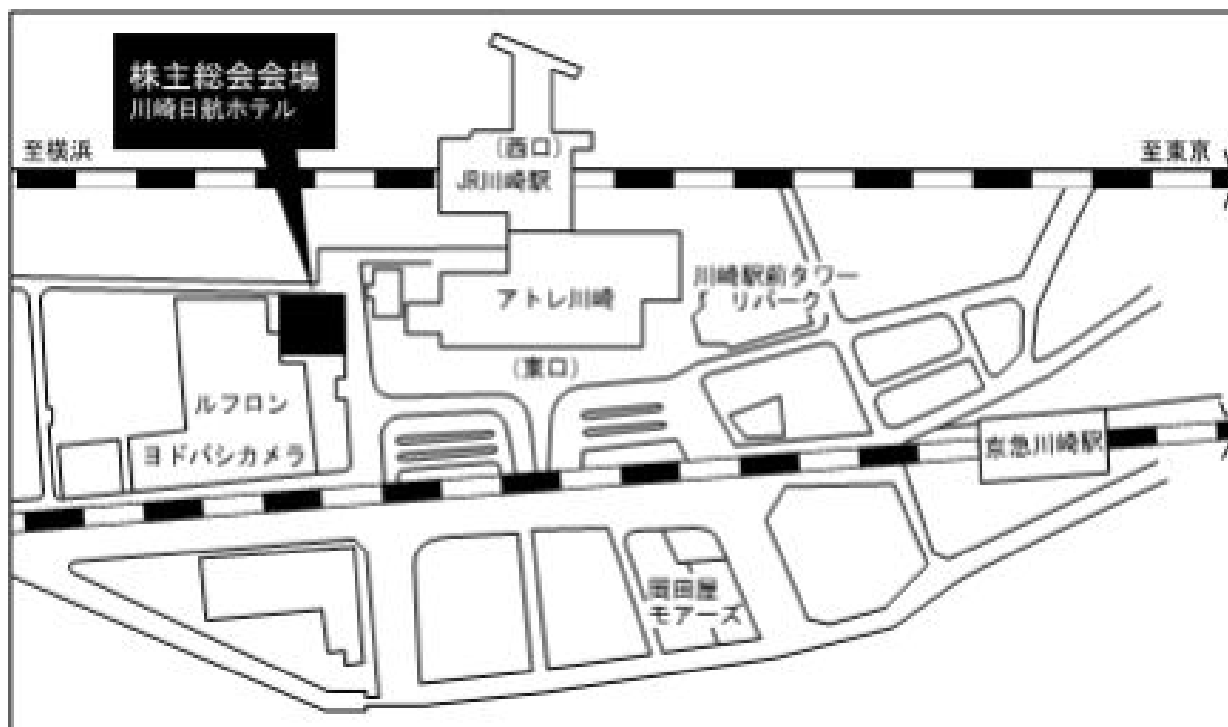
以 上





## 株主総会会場ご案内図

会場 神奈川県川崎市川崎区日進町1  
川崎日航ホテル8階「リーフ」  
TEL 044 (244) 5941



会場最寄駅 ・ J R川崎駅下車 徒歩1分  
・ 京急川崎駅下車 徒歩5分

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮  
くださいますようお願い申し上げます。